

令和2年度大学教育再生戦略推進費
大学による地方創生人材教育プログラム構築事業

Q & A

令和2年4月

文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課

目次

1. 事業の背景と目的.....	1
問1-1 「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」の趣旨はなにか。.....	1
2. 対象となる事業等.....	1
問2-1 事業協働機関には、必ず複数大学の参加が必要なのか。.....	1
問2-2 事業協働機関として想定している機関数はどれくらいか。地方公共団体が含まれていなくてもよいのか。.....	1
問2-3 対象地域の規模は、都道府県レベルよりも小規模であってもよいのか。.....	1
問2-4 市町村単位で対象地域を設定した場合に、都道府県レベルでは大卒新卒採用人数の充足率が高い状態となっても市町村レベルで大卒新卒採用人数の充足率が低い状態となっていればよいのか。.....	1
問2-5 「学卒者」の定義は何か。.....	1
問2-6 大卒新卒採用人数の充足率はどの時点を考えればよいか。現在、大卒新卒採用人数の充足率が高い場合でも、数年後には低くなることが見込まれる場合でも対象地域として設定することはできないのか。.....	2
問2-7 すでに本事業の趣旨・目的に沿った教育カリキュラム・教育組織を有している場合であっても、新たな教育カリキュラム・教育組織の改革が必要となるのか。.....	2
問2-8 新たな学部・学科等の設置が必要となるのか。.....	2
問2-9 県内の特定の市のみ充足率が突出しているため都道府県レベルでは充足率は高いものの、県内の多くの市町村から見れば充足率が低い場合は申請できないのか。.....	2
問2-10 人材を養成するための指標を作成とあるが、具体的にはどういったものか。例えば、数値で表しにくい「地域への愛着」や「想い」といった内容でも可能か。.....	2
問2-11 充足率の算出方法は指定されるのか。.....	2
3. 対象となる事業の内容.....	2
問3-1 地域を志向した大学であることを学則等に位置付けるということは具体的にどういうことか。.....	2
問3-2 数値目標として、「大学等以外の事業協働機関による事業への満足度を100%」とする理由は何か。.....	2
問3-3 教育カリキュラム・教育組織の改革は補助期間終了時までに行う必要があるのか。.....	3
問3-4 開発した教育プログラムは全学必修化が必須なのか。.....	3
問3-5 連携する全ての大学が同一のプログラムを展開する必要があるのか。.....	3
問3-6 教育プログラムの規模について、1大学につき1つの教育プログラム実施を求めるのか、それとも複数プログラムの実施を求めるのか。.....	3
問3-7 教育プログラムの規模について、目安となる学生（受講者）数などはあるか。.....	3
問3-8 教育プログラムの規模について、授業科目数や単位数等ほどの程度用意する必要があるのか。.....	3
問3-9 サーティフィケート（学修証明）の設定は必須となるのか。.....	3
問3-10 既存の授業科目を本事業の教育プログラムに充てても構わないか。（本事業で構築する教育プログラムは、新設しなければならないのか。）.....	4
問3-11 教育プログラムに社会人（非正規学生）を混ぜることは必須なのか。.....	4
問3-12 本事業において開発する教育プログラムは、職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受ける必要があるのか。.....	4
問3-13 海外での実習をプログラムに加えても構わないか。.....	4
問3-14 留学生をプログラム受講の対象に設定しても構わないか。.....	4
問3-15 本事業にアントレプレナー教育を含めることは可能か。.....	4
問3-16 構築する教育プログラムの履修（あるいは履修の前提条件）において必修に位置づける正課外のプロジェクト活動は補助の対象となるのか。.....	4
問3-17 「コストシェアの考え方（役割分担）を明確にした上での事業協働機関からの支援（財政支	

	援、建物の無償貸与、人員派遣等)の徹底」が必要なのはなぜか。	4
問3-18	事業協働機関が組織的・実質的に協力するとは具体的にどういうことか。	5
問3-19	すでに地方公共団体等との連携の実績がある場合は申請可能か。	5
問3-20	事業の一部をコンソーシアムに委託することを前提とした事業設計は可能か。	5
問3-21	過去に「国公立大学を通じた大学教育改革支援プログラム」等で選定され、補助期間が終了した取組と類似の取組を申請することは可能か。	5
問3-22	事業の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は、どのように取り扱えば良いのか。	5
問3-23	地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)におけるコーディネーターのように、本事業においてもコーディネーターの雇用は義務づけられるのか。	5
問3-24	本事業にて構築する教育プログラムは、COC+で構築した人材教育プログラムと別の設定をしなければならないのか。	5
問3-25	本事業とCOC+との違いは何か。	5
問3-26	大学と事業協働機関における地方公共団体との協定書(案)の提出は必須なのか。	6
問3-27	協定は本事業に参加する全ての大学が全ての地方公共団体と締結する必要があるのか。	6
問3-28	地方公共団体への計画への反映については、申請時は計画策定のスケジュールでもよいとされているが、反映はいつまでに必要なか。また、反映された場合は、文部科学省に報告が必要なのか。	6
問3-29	いわゆる都市圏に所在する大学が事業責任大学になることは可能なのか。	6
問3-30	事業責任大学として申請主体となりながら、参加校として別の大学が申請主体となる事業に名を連ねることは可能か。	6
問3-31	事業責任大学の本部が対象地域に所在している必要があるのか。	6
問3-32	事業を協働する参加校においても教育改革を行うことが必要なのか。	7
問3-33	計画調書様式1-1の2.①に【事業の共通目標】の表が示されているが、これ以外に事業目標を追記することは可能か。	7
問3-34	幹事校が行うべき役割や業務、期待されることは何か。	7
問3-35	「地元就職者数」に既卒者を含めることは可能か。	7
問3-36	「地元就職者数」に非正規職員を含めても構わないか。	7
問3-37	就職後、半年で退職する者を「地元就職者数」に含めても構わないか。	7
問3-38	「地元就職者」「地元定着者」について、例えば住民票を移す等の定義が含まれるのか。	7
問3-39	同一の学生が複数のプログラムに参加した場合の「総受講者数」等の記入方法について。	7
問3-40	例えば教師や公務員など、養成する人材は産業人材でなくても構わないのか。	8
問3-41	公募要領に示す「構築する教育プログラム数×受講者数」が計50名以上の事業規模」とは、参加校を含めた各校が1年間で達成すべき数値か、5年間で達成することを目指す数値のいずれか。	8
問3-42	「大学と地方公共団体との協定」について、地方公共団体以外の経済団体(商工会議所等)や教育団体(例えば私立学校協会等)を加えても構わないか。	8
問3-43	教育プログラムの受講期間を2~3年で設定した場合、就職者数や地元定着者数の算出がプログラム開始の2~3年後となるが構わないか。	8
問3-44	「協議の場」や教育プログラム開発委員会の構成員に学長を含めることは必須なのか。	8
4. 申請要件等		8
問4-1	申請要件は全て達成する必要があるのか。	8
問4-2	申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるのか。	8
問4-3	申請要件を維持し、又は達成するための経費は本補助金から支出可能か。	9
問4-4	申請要件のうち、FDの形態・回数・実施内容について定めはあるのか。	9
問4-5	キャップ制は必ず採用する必要があるのか(大学において、キャップ制以外の単位の過剰登録を防ぐ取組を実施しているが、そのような取組は認められないのか)。	9
問4-6	申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。	9
問4-7	申請資格iii「直近の修業年限期間中連続して下段の収容定員充足率を満たしていない」とは	

	どういう意味か。また募集停止学部も含まれるのか。	9
問 4-8	申請資格 x 「申請事業の取組対象」の定義は。	9
問 4-9	計画調書様式 3-1 「1. 学部等の規模」において、6年制の学部等を有する大学（総合大学等）については、6年制の学部等のみ平成 26 年からの在籍者数を記入すればよいか。	9
問 4-10	認証評価の結果、適合の認定を受けられなかった大学が、適合の認定を受けられなかった事由となった事項について、申請時までには再度の評価（いわゆる追評価）を受け、改善されたと認められている場合、事業へ申請することは可能か。	9
5.	申請者等	10
問 5-1	どのような大学、短期大学、高等専門学校が申請できるのか。	10
問 5-2	学年進行中の大学は申請できないのか。	10
問 5-3	一部の学部や研究科の事業では申請できないのか。	10
問 5-4	「事業責任者」について、どのような資格が必要なのか。教員である必要はあるのか。	10
問 5-5	「事業責任者」を学長とすることはできるのか。	10
問 5-6	「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。	10
問 5-7	「事業責任者」は、申請大学に在籍していない者でも良いのか。	10
問 5-8	複数大学で申請することはできないのか。	10
問 5-9	事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施するとは、どのようなことを想定しているのか。	10
問 5-10	事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施する場合、申請大学から協力大学に補助金を配分することは可能か。	10
6.	選定件数と申請件数	11
問 6-1	選定件数は予算の範囲内で調整することだが、目安としてどの程度の選定件数を考えているのか。	11
問 6-2	大学の一部の機関、教員等が他の大学の事業に協力する場合は、件数に上限はないのか。	11
問 6-3	他の補助金にも申請する予定であるが、本事業への申請が制限されるのか。	11
7.	補助期間	11
問 7-1	5年間の支援は確実なのか。	11
問 7-2	補助期間は必ず5年間である必要があるのか。3年や4年ではいけないのか。	11
問 7-3	補助期間終了と同時に本事業を終了しても良いか。	11
8.	事業規模	11
問 8-1	申請に当たり、補助金基準額まで計上しなければならないのか。	11
問 8-2	補助金基準額に対して、基準まで計上している事業とそこに満たない少額の事業では有利・不利があるのか。	12
9.	対象地域等	12
問 9-1	都道府県、市区町村以外の単位で対象地域を設定することは可能か。	12
問 9-2	大学が所在していない地域や地方公共団体と連携する場合、その距離はいくら離れていても構わないのか。	12
問 9-3	事業協働機関からの人的・物的・財政的協力は、申請時と比較して増加させる必要があるのか。	12
問 9-4	事業協働機関からの人的・物的・財政的支援は、申請時点で確実なものである必要があるのか。	12
問 9-5	地方公共団体が設置した大学であっても、対象地域への参加同意書は必要か。	12
問 9-6	参加同意書の様式は指定されたもの以外を使用しても構わないか。	12
問 9-7	参加同意書の氏名・公印に関して、知事や市長等でなければならないのか。	12
10.	経費	13
問 10-1	毎年度の補助金交付額は、公募要領に記載されている補助金基準額が5年間保証されるのか。	13
問 10-2	採択された場合、事業開始前（交付内定前）に実施した事業について遡って経費を充当できるのか。	13
問 10-3	補助金交付（内定）額は、どのように算定されるのか。	13

問 10-4	交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。.....	13
問 10-5	シンポジウム、広告費及び旅費等について、過度に華美とにならないよう注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由如何。.....	13
問 10-6	補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。.....	13
問 10-7	事業担当者について、人件費を支出することは可能か。.....	13
問 10-8	すでに在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員として本事業に関与していない教員を採用した場合、その経費を支出することは可能か。.....	13
問 10-9	本補助金から人件費を支出されている教員が、他の競争的資金を受けて教育研究を行うことは可能か。.....	13
問 10-10	クロスポイントメント（混合給与）の一部に本補助金を使用することは可能か。.....	14
問 10-11	退職金を支給することは可能か。.....	14
問 10-12	TAとして学生を雇用した場合、給与等を支給することは可能か。.....	14
問 10-13	学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。.....	14
問 10-14	学生へ旅費を支給することは可能か。.....	14
問 10-15	学生へ国内移動のための交通費を支給することは可能か。.....	14
問 10-16	実践教育を行うため、学生が実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費を支給することは可能か。.....	14
問 10-17	外国旅費について、その必要性に十分注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由は。.....	15
問 10-18	教育プログラムの受講生のリクルートを目的に、他大学の学生（あるいは外国の学生、高校生、社会人等）に対して、招へい旅費や滞在費を支出することは可能か。.....	15
問 10-19	幹事校大学とそうでない大学で単価が異なるのは何故か。また、単価の差額分の用途は。.....	15
11. 審査方法・基準等		15
問 11-1	「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業選定委員会」の委員の氏名は公表されるのか。.....	15
問 11-2	書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。.....	15
問 11-3	面接審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。.....	15
問 11-4	特定分野を取り扱う、複数の分野を取り扱うと採択されやすくなる等の審査上の優遇はあるのか。.....	15
問 11-5	幹事校で応募した場合、一般の実施大学として採択されることはないのか。.....	15
12. 申請方法等		15
問 12-1	幹事校としての選定を希望する場合の手続方法について。.....	15
13. その他		16
問 13-1	中間評価、事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。.....	16
問 13-2	毎年度のフォローアップはどのように行われるのか。.....	16
問 13-3	特に地域内での広報・普及活動の一環として、地方公共団体等と連携し、シンポジウム等を開催することは可能か。.....	16
問 13-4	事業2年目（令和3年度）以降に追加公募を行う予定はあるか。.....	16

1. 事業の背景と目的

問1-1 「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」の趣旨はなにか。

答 「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」（以下「本事業」という。）は、地域の知の拠点としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進することを目的としています。そのために、地域との連携体制において養成すべき人材像を分析・検討した上で、それに基づいた人材を養成するための教育プログラムの構築・展開を通じて、大学システム全体の見直しと大学改革の加速化が期待されるものです。

したがって、本事業における各大学の取組は、大学群と地域を構成する各機関（地方公共団体、企業、商工会、金融機関、NPO等）の連携体制において分析・検討された具体的な人材養成像（指標）に基づいた教育プログラムの構築と教育改革を行うものであることはもとより、人材育成機関としての大学が地域社会の核となって、地域のニーズを踏まえた質の高い高等教育の確保と高い能力を持った人材育成が可能となる恒常的なシステムの確立を目指すものであることが必要です。

2. 対象となる事業等

問2-1 事業協働機関には、必ず複数大学の参加が必要なのか。

答 地域によって高等教育機関数が異なりますので、一律な基準はありませんが、事業規模に応じて少なくとも2以上の参加が必要です。

問2-2 事業協働機関として想定している機関数はどれくらいか。地方公共団体が含まれていなくてもよいのか。

答 一律の基準はありませんが、地域が一体となった体制の構築及び指標の策定、学卒者の地元定着と地域活性化を目指す事業であることから、スケールメリットが十分に生かせる機関数で対象地域を設定して下さい。なお、地域の求める人材の養成を地域が一体となって円滑に推進するためには、地方公共団体の参加は必須となります。

問2-3 対象地域の規模は、都道府県レベルよりも小規模であってもよいのか。

答 対象地域の規模について一律の制限はありません。行政単位のみならず、生活圈や経済圏等の観点や、地域の人口構造の変化、産業構造の違い、大学等の地理的な分布や分野、規模などについて留意の上、適切に設定してください。（公募要領2.（1）※2参照）

問2-4 市町村単位で対象地域を設定した場合に、都道府県レベルでは大卒新卒採用人数の充足率が高い状態となっても市町村レベルで大卒新卒採用人数の充足率が低い状態となっていればよいのか。

答 都道府県レベルでも大卒新卒採用人数の充足率が低い状態となることが望ましいです。（問2-9参照）

問2-5 「学卒者」の定義は何か。

答 本事業においては、大学や大学院、短期大学、高等専門学校の正規課程に所属する学生を想定しており、非正規課程の学生は含まれません。

問 2-6 大卒新卒採用人数の充足率はどの時点を考えればよいか。現在、大卒新卒採用人数の充足率が高い場合でも、数年後には低くなることが見込まれる場合でも対象地域として設定することはできないのか。

答 申請前年度までの対象地域における過去5年程度の大卒新卒採用人数の充足率（以下「充足率」という。）を分析して判断して下さい。より精緻な傾向分析ができる場合は、過去何年分を分析するかは事業協働機関で決めて構いませんが、将来の分析をもとに判断することは出来ません。

問 2-7 すでに本事業の趣旨・目的に沿った教育カリキュラム・教育組織を有している場合であっても、新たな教育カリキュラム・教育組織の改革が必要となるのか。

答 今回の申請に当たり、新たな教育カリキュラム又は教育組織の改革は必須です。本事業は、これまで大学が取り組んできた事業がある場合にはそれを踏まえた上で、将来にわたって大学が実施する新たな事業に対するスタートアップ経費となります。

問 2-8 新たな学部・学科等の設置が必要となるのか。

答 学部・学科等の設置は必須ではありません。

問 2-9 県内の特定の市のみ充足率が突出しているため都道府県レベルでは充足率は高いものの、県内の多くの市町村から見れば充足率が低い場合は申請できないのか。

答 対象地域における大卒新卒採用人数の充足率が低いことが申請の要件となるため、都道府県レベルでの充足率のみをもって申請不可とはなりません。

一方、対象地域の設定の適切性が審査の観点に含まれるため、当該地域で事業に取り組む必要性等について説明をすることが求められます。（審査要項Ⅰ. 1及びⅡ. 3-1（4）参照）

問 2-10 人材を養成するための指標を作成とあるが、具体的にはどういったものか。例えば、数値で表しにくい「地域への愛着」や「想い」といった内容でも可能か。

答 「地域への愛着」や「想い」を含めることは妨げませんが、指標には【対象地域で求められる人材像】、【当該人材が身に付けるべき資質・能力等】を明示することが必要です。また、本事業で構築する教育カリキュラムは、指標との対応関係が明確になっていることが求められます。（審査要項Ⅱ. 3-1（4）（5）及び申請書類作成要領Ⅱ. 3.（3）②参照）

問 2-11 充足率の算出方法は指定されるのか。

答 事業協働機関（自治体や企業等）からのエビデンスに基づき算出されたデータであれば、算出方法は限定されません。なお、充足率について記入する際は、あわせてその算出根拠を記入するようにしてください。（申請書類作成要領Ⅱ. 3.（3）①参照）

3. 対象となる事業の内容

問 3-1 地域を志向した大学であることを学則等に位置付けるということは具体的にどういうことか。

答 学則、中期目標、大学の基本理念（アカデミック・ポリシー）等に明確に記載してあることを想定しています。また、地域の知の拠点であるということにファーストプライオリティを置く大学を積極的に支援します。

問 3-2 数値目標として、「大学等以外の事業協働機関による事業への満足度を 100%」とする理由は何か。

答 申請前に事業協働機関と事業内容について十分協議した取組であることから、順調に事業が進捗すれば、満足度は100%となるのが当然と考えています。

問3-3 教育カリキュラム・教育組織の改革は補助期間終了時までに行う必要があるのか。

答 補助期間終了時を目途として成果をだしていただく必要があります。特にカリキュラム改革については、新たなカリキュラムを補助期間終了時の卒業生が履修できるようにして下さい。

問3-4 開発した教育プログラムは全学必修化が必須なのか。

答 全学必修化は必須ではありませんが、開発する教育プログラムは単独の科目ではなく体系的に編成することが求められるため、既存の学部学科への副専攻やコースの新設等が考えられます。カリキュラムの構築には様々な方法が考えられますので、具体的にどのような教育カリキュラム・教育組織の改革を行うかは、各大学で創意工夫して下さい。

問3-5 連携する全ての大学が同一のプログラムを展開する必要があるのか。

答 参加校全てが事業大学と同一のプログラムを展開することは必須ではありません。(参加校の役割については問3-32を参照)

一方で、事業協働機関の大学間での教育プログラムの相互受講など事業責任大学と参加校に在籍する学生が相互に教育プログラムの受講可能な環境を構築することが望まれます。(公募要領4.(1)参照)

問3-6 教育プログラムの規模について、1大学につき1つの教育プログラム実施を求めるのか、それとも複数プログラムの実施を求めるのか。

答 教育プログラムの実施数について上限(下限)はありませんが、地域で養成すべき人材像、及び、公募要領4.(1)に示す「構築する教育プログラム数×受講者数」が計50名以上の事業規模を踏まえて、事業責任大学において適切に設定してください。

問3-7 教育プログラムの規模について、目安となる学生(受講者)数などはあるか。

答 教育プログラムの規模について上限(下限)はありませんが、地域で養成すべき人材像、及び、公募要領4.(1)に示す「構築する教育プログラム数×受講者数」が計50名以上の事業規模を踏まえて、事業責任大学において適切に設定してください。

問3-8 教育プログラムの規模について、授業科目数や単位数等はどの程度用意する必要があるのか。

答 教育プログラムの構築は多様な方式が考えられるため一律の目安はありませんが、授業科目数や単位数(学修時間)の設定にあたっては、指標で設定する「修得すべき能力」と、教育プログラムの学修成果・教育効果の対応関係が可視化されるよう、各大学において適切に設定してください。

また、サーティフィケート(学修証明)を構築する場合においても、その質の保証の観点から、サーティフィケートにおいて担保する資質・能力に見合った授業科目数や単位数(学修時間)を各大学において適切に設定してください。

問3-9 サーティフィケート(学修証明)の設定は必須となるのか。

答 必須ではありませんが、教育プログラムの学修成果の可視化の観点、及び、社会人等の非正規学生への学修証明書の授与の観点から、新たなサーティフィケート(学修証明)の構築が望まれます。(公募要領4.(1)、審査要項I.1.(3)参照)

なお、本事業で設計するサーティフィケート（学修証明）については、学校教育法施行規則第 163 条の 2 に基づく学修証明であることは必須ではないため、これまでに各大学が独自に実施してきた類似の取組を改良・再構築の上、活用しても構いません。

問 3-10 既存の授業科目を本事業の教育プログラムに充てても構わないか。（本事業で構築する教育プログラムは、新設しなければならないのか。）

答 既存の科目を本事業の教育プログラムに充てても構いませんが、既存の授業科目の運営に関して本補助金を充てることはできません。なお、既存の科目を本事業用に更に発展させ、再構築する場合は本補助金を充てることは可能です。

なお、既存の科目をそのまま本事業の教育プログラムに充てる場合は、計画調書の様式 1-1 の 4. ⑥の表には「既存」と記入し、既存の科目を本事業用に更に発展させ、再構築する場合は「新設」と記入します。

問 3-11 教育プログラムに社会人（非正規学生）を混ぜることは必須なのか。

答 必須ではありませんが、社会人（非正規学生）の職業に必要な能力の向上を図る機会にも資するような、実践的かつ専門的な教育プログラムを構築することが望まれます。また、当該プログラムについては履修証明プログラム等により社会人も受講可能なスキームを構築することが望まれます。（公募要領 4.（1）、審査要項 I. 1.（3）参照）

問 3-12 本事業において開発する教育プログラムは、職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受ける必要があるのか。

答 必須ではありませんが、社会人等の非正規学生への学修成果の可視化の観点から、職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受けることが望ましいです。（公募要領 4.（1）、審査要項 I. 1.（3）参照）

問 3-13 海外での実習をプログラムに加えても構わないか。

答 当該プログラムが学位課程上に位置付けられた教育プログラムであれば可能です。（旅費の支給及び外国旅費に関しては問 10-14～17 を参照）

問 3-14 留学生をプログラム受講の対象に設定しても構わないか。

答 可能ですが、地域で養成すべき人材像、及び、公募要領 4.（1）に示す「構築する教育プログラム数×受講者数」が計 50 名以上の事業規模を踏まえて、事業責任大学において適切に設定してください。

問 3-15 本事業にアントレプレナー教育を含めることは可能か。

答 可能ですが、起業者養成プログラムのみをもって事業を構築することは、出口（就職先）となる企業と協力した実践的な教育プログラムを学位課程上で展開するという本事業の目的に沿わないものとなるため、認められません。

問 3-16 構築する教育プログラムの履修（あるいは履修の前提条件）において必修に位置づける正課外のプロジェクト活動は補助の対象となるのか。

答 本事業は、学位課程における教育プログラムの構築と展開に関する補助となるため、学位課程内の教育プログラムに該当しない取組は必修の有無に関わらず補助の対象とはなりません。

問 3-17 「コストシェアの考え方（役割分担）を明確にした上での事業協働機関からの支援（財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等）の徹底」が必要なのはなぜか。

答 大学から申請のあった事業が、真に地域と連携して計画されたものであるのか否かを判断する際に、事業協働機関それぞれの本事業への期待度を測る一つの重要な指標であると考えたためです。また、本事業により、大学も地域も互いに利得を享受できると考えるため、本事業に特化した支援が必要と考えます。

問3-18 事業協働機関が組織的・実質的に協力するとは具体的にどういうことか。

答 事業協働機関の対話の場での意見交換等が形式的なものではなく、事業の目的を達成するために、どの機関が具体的に何をするのが明確である必要があります。そのために、事業協働機関が今回の申請にどの程度実質的に関与しているのか、地域課題の把握及び事業協働機関からの支援の状況などを通じて確認させていただきます。

問3-19 すでに地方公共団体等との連携の実績がある場合は申請可能か。

答 申請可能です。その際は、既存の連携の実績を踏まえ、更に連携を発展・充実させて下さい。

問3-20 事業の一部をコンソーシアムに委託することを前提とした事業設計は可能か。

答 可能ですが、事業の根幹を担う業務をコンソーシアム等の外部に委託することはできません。（公募要領別添3【その他】⑥参照）

問3-21 過去に「国公立大学を通じた大学教育改革支援プログラム」等で選定され、補助期間が終了した取組と類似の取組を申請することは可能か。

答 申請可能です。その際は、これまでの成果を基に取組内容を発展・充実させた上で、本事業の一部として取り込んで下さい。当該取組をそのまま継続・延長させたものは対象とはなりません。

問3-22 事業の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は、どのように取り扱えば良いのか。

答 他の補助金等による経費措置との重複は認められませんので、本補助事業の取組として他の補助金を使用することはできません。

問3-23 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）におけるコーディネーターのように、本事業においてもコーディネーターの雇用は義務づけられるのか。

答 COC+のようなコーディネーターの雇用は必須の要件とはなりません。事業協働機関の連携体制の構築の観点から、地域課題の洗い出しや出口となる企業の開拓、事業協働機関との調整、教育プログラムの設計等を円滑かつ迅速に遂行する人材の確保・配置が望まれます。（公募要領4.（1）参照）

また、本事業でCOC+のコーディネーターを引き続き雇用することは妨げませんが、本事業とCOC+との業務内容・経費等のすみ分けについて説明が求められます。（問3-25参照）

問3-24 本事業にて構築する教育プログラムは、COC+で構築した人材教育プログラムと別の設定をしなければならないのか。

答 COC+事業は令和元年度をもって補助期間が終了し、令和2年度以降は自走により取り組むこととなるため、原則として本事業にて構築するプログラムは別に設定することが必要です。一方で、COC+事業での成果を更に発展・充実させた上で、本事業の一部として取り込むことは可能です。（問3-21参照）

問3-25 本事業とCOC+との違いは何か。

答 COC+は、全学必修の地域志向科目として、地域の歴史や文化、地域の経済状況、地域の課題などを学ぶことで地元志向を高め、学生の地元就職を促進する事業です。本事業は、地域の政策や産業のニーズに沿った具体的な出口（就職）を見越した教育プログラムを企業等と協働して構築・実施していくことで、若者の地元就職を強力に後押しすることを目指す、COC+よりも更に踏み込んだ事業となります。

なお、COC+に採択されていることのみをもって本事業の審査に有利・不利は生じませんが、COC+の採択を受けている大学においては、本事業とCOC+とのすみ分けが明確になっているか、及び、補助期間終了後の令和2年4月以降のCOC+の取組の継続性が審査の観点に含まれます。（審査要領Ⅱ. 3-1. (7) (10)、申請書類作成要領Ⅱ. 3. (7) ③参照）

問3-26 大学と事業協働機関における地方公共団体との協定書（案）の提出は必須なのか。

答 具体的な数値目標を定めた上で、大学と地方公共団体両者が合意して本事業に取り組むことを確認するために協定書の提出を求めています。

なお、協定書で定める「雇用創出・若者定着に係る具体的な数値目標」と本事業の共通目標及び設定目標を完全一致させる必要はありません。（双方に関連性があることは必要です）

また、申請時点では協定書は案で構いませんが、採択された場合は、令和2年度中には必ず協定書を提出して下さい。

問3-27 協定は本事業に参加する全ての大学が全ての地方公共団体と締結する必要があるのか。

答 補助金の配分を受けて参加校として事業を実施するすべての大学について、事業協働機関における地方公共団体すべてと協定を締結する必要があります。

問3-28 地方公共団体への計画への反映については、申請時は計画策定のスケジュールでもよいとされているが、反映はいつまでに必要なのか。また、反映された場合は、文部科学省に報告が必要なのか。

答 地方公共団体への計画への反映は、補助期間内に行うことが必要です。反映後速やかに文部科学省に報告をお願いします。

問3-29 いわゆる都市圏に所在する大学が事業責任大学になることは可能なのか。

答 充足率の低い地域の大学と連携した上で申請は可能ですが、若者の地元定着と地域活性化の推進を目的としている本事業の趣旨を踏まえた上での取組が求められます。

問3-30 事業責任大学として申請主体となりながら、参加校として別の大学が申請主体となる事業に名を連ねることは可能か。

答 重複して補助金を受けることとなるため、事業責任大学と別の大学が申請主体となる事業の参加校を兼ねることはできません。（同様に、複数の事業の参加校となって補助金の配分を受けることもできません。）その場合においては、参加校ではなく「事業の一部を協力する大学」として申請書に記入してください。

問3-31 事業責任大学の本部が対象地域に所在している必要があるのか。

答 必須ではありませんが、事業責任大学と対象地域との関係性、及び、恒常的な連携体制の構築や事業の実現可能性及び継続性を踏まえた上での取組が求められます。

なお、事業責任大学あるいは参加校の少なくとも1校以上が対象地域に所在していることが望まれます。（問9-2参照）

問3-32 事業を協働する参加校においても教育改革を行うことが必要なのか。

答 参加校の役割については、対象地域における学卒者の地元定着にどのような役割を果たすのかを各事業協働機関と協議し、決定することになりますので、カリキュラム改革は必須ではありません。ただし、大学としてどのような役割を果たすのかを明確にいただく必要があることから、事業協働機関として果たす役割について、学長のリーダーシップのもとで全学的なバックアップ体制を構築し、事業責任大学と連携して本事業に取り組んでもらうこととなります。

なお、本事業の申請資格として一定の教育改革が行われていることが求められます。(問4-1、公募要領3.(3)(4)参照)

問3-33 計画調書様式1-1の2.①に【事業の共通目標】の表が示されているが、これ以外に事業目標を追記することは可能か。

答 可能です。記載されている目標は、事業における共通目標を示したものですので、各取組において事業目標を独自に設定し、追記することは構いません。(公募要領4.(2)参照)

問3-34 幹事校が行うべき役割や業務、期待されることは何か。

答 幹事校は、事業に関する取組内容等の共有及び広報活動、及び事業成果の収集とその横展開に係る役割を想定しています。なお、事業の横展開については、採択大学以外の大学等や地域においても適用可能とする事業実施スキームの構築に向けた取組が求められます。(経費の用途については問10-19、事業の横展開については公募要領4.(1)参照)

問3-35 「地元就職者数」に既卒者を含めることは可能か。

答 プログラムの受講者のうち新卒者が地元(対象地域)へ就職した人数(実数)が「地元就職者数」となりますので、【事業の共通目標】欄には、プログラムの総受講者数(実数)のうち何名を地元就職させることを目標とするか記入してください。

一方、事業のフォローアップ時においては、新卒時は地元以外に就職したプログラム受講者が、数年後に転職や起業等により地元就職・定着した人数を「地元就職者数」や「地元定着者数」に含めよう、今後検討を行う予定です。

問3-36 「地元就職者数」に非正規職員を含めても構わないか。

答 地元就職者数は、正規職員(期間の定めのない労働契約を締結する労働者で、派遣労働者ではない労働者)のみを前提としております。

問3-37 就職後、半年で退職する者を「地元就職者数」に含めても構わないか。

答 「地元就職者数」には含めうるが、「地元定着者数」には含みません。

問3-38 「地元就職者」「地元定着者」について、例えば住民票を移す等の定義が含まれるのか。

答 「地元就職者」「地元定着者」の算出にあたって住民票の有無は前提とはなりません。(問3-35~37及び申請書類作成要領II.3.(2)①参照)

問3-39 同一の学生が複数のプログラムに参加した場合の「総受講者数」等の記入方法について。

答 プログラムの総受講者数には延べ数ではなく実数を記入してください。(申請書類作成要領II.3.(2)①参照)

なお、本事業は、具体的な出口(就職)を見越した教育プログラムを構築する事業であるた

め、同一の学生が複数のプログラム（例えば医療系人材養成プログラムと地元産業人材養成プログラム、等）を受講することを想定しておりません。地域志向科目の学修等により地元志向を高め、学生の地元就職を促進する COC+とは異なりますので、プログラム構築の際は注意してください。（問3-24、25 参照）

問3-40 例えば教師や公務員など、養成する人材は産業人材でなくても構わないのか。

答 特定の産業人材でなくても構いませんが、その場合は、地域で求められる人材像をより具体化（ルーブリック化）し、その能力を身に付けさせるための教育プログラムを構築・展開することが求められます。※単なる公務員や教員養成プログラムでは不可。従来の公務員や教師養成に、各地域の実情に応じた知識・技能を追加的に修得させることが必要です。

問3-41 公募要領に示す「「構築する教育プログラム数×受講者数」が計50名以上の事業規模」とは、参加校を含めた各校が1年間で達成すべき数値か、5年間で達成することを目指す数値のいずれか。

答 参加校も含めた事業実施大学において1年間で達成すべき数値となります。

問3-42 「大学と地方公共団体との協定」について、地方公共団体以外の経済団体（商工会議所等）や教育団体（例えば私立学校協会等）を加えても構わないか。

答 構いません。また、協定相手に地方公共団体が含まれていれば、事業協働機関や複数の地方公共団体、大学等間で協定を締結することも差し支えありません。

なお、本事業における協定の締結条件を満たすことにより、自動的に特別交付税措置（総務省）の要件を満たすこととはなりませんので、注意してください。

問3-43 教育プログラムの受講期間を2～3年で設定した場合、就職者数や地元定着者数の算出がプログラム開始の2～3年後となるが構わないか。

答 プログラムの履修年次や期間に指定はないためそのような事業設計としても構いませんが、費用対効果の観点から、本事業の実施によるアウトプットが明確となるような説明及び独自の目標設定、及び目標が確実に達成できる根拠等が求められます。

問3-44 「協議の場」や教育プログラム開発委員会の構成員に学長を含めることは必須なのか。

答 必須ではありませんが、特に「協議の場」については対象地域における意思決定の場として、学長等の責任者がどのように関わるのかを記入することが必要です。（計画調書様式1-1の5. ②参照）

4. 申請要件等

問4-1 申請要件は全て達成する必要があるのか。

答 全ての要件について申請時において達成しているか、令和5年3月までに達成する必要があります（遅くとも、令和4年度中に全学的な意思決定がされる必要があります）が、実施は5年度当初からでもかまいません。

なお、参加校は申請要件のうちvi及びviiの要件についてのみ事業期間終了（令和7年3月末）までに達成すればよいこととしています。

問4-2 申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるのか。

答 申請要件の達成状況は厳格に確認します。万一令和5年3月までに達成されない場合は、以

後の補助金について減額または打ち切りを行うとともに、大学名を公表します。

問4-3 申請要件を維持し、又は達成するための経費は本補助金から支出可能か。

答 当該経費は本補助金から支出することはできません。本補助金は、あくまでも本事業の目的に沿った取組を支援するものです。

問4-4 申請要件のうち、FDの形態・回数・実施内容について定めはあるのか。

答 全専任教員（学部教育を担当しない教員を除く）のうち、4分の3以上の者に対して年に1回以上のFDを実施することが最低要件です。実施形態や実施内容については申請者においてご検討下さい（形式的なものではなく、実質的に教員の教育技術向上や認識共有を図るものとして下さい）。

問4-5 キャップ制は必ず採用する必要があるのか（大学において、キャップ制以外の単位の過剰登録を防ぐ取組を実施しているが、そのような取組は認められないのか）。

答 要件の趣旨（この場合、単位の過剰登録防止）が達成できるのであれば、必ずしもキャップ制にこだわる必要はありません。FDの実施、GPAの導入についても同様です。

問4-6 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

答 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第3条第1項に該当し、令和元年度（平成31年度）に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

問4-7 申請資格iii「直近の修業年限期間中連続して下段の収容定員充足率を満たしていない」とはどういう意味か。また募集停止学部も含まれるのか。

答 例えば4年制大学であれば、平成28年度から令和元年（平成31年）度までの間、下段の収容定員充足率（70%）を下回った場合が該当します。1年でも上回れば、申請資格iiiは満たすことになります。また、募集停止中の学部は含まれません。

問4-8 申請資格x「申請事業の取組対象」の定義は。

答 計画調書様式1-1「5. 実施体制と情報の公開、成果の普及」②「事業協働機関相互の連携体制」に記入する、教育プログラム開発委員会の構成員が所属する全ての学部が、「申請事業の取組対象」となります。（参加校も同様。）

問4-9 計画調書様式3-1「1. 学部等の規模」において、6年制の学部等を有する大学（総合大学等）については、6年制の学部等のみ平成26年からの在籍者数を記入すればよいか。

答 6年制の学部等を有する大学については、全ての学部等について平成26年度からの在籍者数を記入してください。

4年制の学部等のみを有する大学については、平成28年度からの在籍者数を記入してください。

問4-10 認証評価の結果、適合の認定を受けられなかった大学が、適合の認定を受けられなかった事由となった事項について、申請時までには再度の評価（いわゆる追評価）を受け、改善されたと認められている場合、事業へ申請することは可能か。

答 上記の場合、公募要領の申請資格に示す他のいずれの項目にも該当しない大学は、申請することが可能です。

5. 申請者等

問5-1 どのような大学、短期大学、高等専門学校が申請できるのか。

答 令和2年4月1日現在設置されている大学、大学院、短期大学が申請主体となることができます。また、高等専門学校は、事業実施対象機関として事業責任大学から補助金の配分を受けることが可能です。（公募要領3.（1）参照）

なお、採択された事業については、「大学改革推進等補助金」により財政支援を行うことを予定しており、大学改革推進等補助金交付要綱第3条第2項に基づき、私立大学にあつては設置者が学校法人のものに限ります。

問5-2 学年進行中の大学は申請できないのか。

答 令和2年4月1日現在設置されていれば、学年進行中であつたとしても申請できます。

問5-3 一部の学部や研究科の事業では申請できないのか。

答 事業の申請及び産学官の連携体制の構築においては全学で取り組むことが必須となりますが、教育プログラムの展開にあつては、特定の学部学科等（研究科専攻等）のみの実施としても構いません。

問5-4 「事業責任者」について、どのような資格が必要なのか。教員である必要はあるのか。

答 事業の運営を実質的に総括する常勤の教職員であれば、特段の資格等は指定しません。また、地域と大学をつなぐコーディネーター等、必ずしも教員である必要はありません。

問5-5 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

答 「事業責任者」は実質的な事業統括者であり、学長がそれを担うことは難しいと考えます。

問5-6 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

答 「事業責任者」は、申請の時点で当該大学の常勤の教職員である必要があります。

問5-7 「事業責任者」は、申請大学に在籍していない者でも良いのか。

答 「事業責任者」は常勤である必要があります。

問5-8 複数大学で申請することはできないのか。

答 本事業は大学だけではなく、複数の事業協働機関が協働で実施する事業であり、全体を責任を持って統括する必要があり、責任の所在が曖昧となりかねない共同申請は認めないこととしています。

問5-9 事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施するとは、どのようなことを想定しているのか。

答 例えば、看護系の単科大学が事業を実施する際に、他大学の医学部の協力を得るなど、自大学にはない分野を補うために他大学の一部の機関、教員等の力を借りることを考えています。協力する他大学が直接地域的に繋がりがあつては必要はありません。

問5-10 事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施する場合、申請大学から協力大学に補助金を配分することは可能か。

答 あくまでも申請大学の事業に協力するということなので、申請大学から協力大学に補助金を配分することはできません。

委託契約、謝金等により、申請大学から協力大学の機関や教員等に対して本補助金から支出を行うことは、補助目的に沿ったものであれば、差し支えありません。

6. 選定件数と申請件数

問6-1 選定件数は予算の範囲内で調整するとのことだが、目安としてどの程度の選定件数を考えているのか。

答 幹事校大学を含めて5～6件程度を想定しています。

問6-2 大学の一部の機関、教員等が他の大学の事業に協力する場合は、件数に上限はないのか。

答 上限はありません。

問6-3 他の補助金にも申請する予定であるが、本事業への申請が制限されるのか。

答 他の補助事業への申請によって、本事業への申請の制限がされることはありません。ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請して下さい。

7. 補助期間

問7-1 5年間の支援は確実なのか。

答 地方創生を推進する本事業の重要性を踏まえ、適切に対応していきますが、令和3年度以降の予算に関しては、最終的には、予算編成及び国会での議決を経て決定されることとなりますので、5年間の支援を必ず保証するものではありません。

また、毎年度のフォローアップ及び支援開始から3年目に実施する中間評価の結果は、補助金の配分に勘案するとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求める場合があります。

問7-2 補助期間は必ず5年間である必要があるのか。3年や4年ではいけないのか。

答 補助期間の上限が5年間です。それより短くても構いません。

問7-3 補助期間終了と同時に本事業を終了しても良いか。

答 本事業は、大学と地域との恒常的な連携体制の構築と、地域のニーズを踏まえた教育改革と学卒者の地元定着までのメカニズム構築のためのスタートアップ経費として必要な経費を支援することを目的としておりますので、補助期間終了後の自走までのプロセスを具体的に示すことが事業選定の要件となります。

8. 事業規模

問8-1 申請に当たり、補助金基準額まで計上しなければならないのか。

答 補助期間の計画策定に当たり、毎年度の予算計上は、その年度に実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、補助金基準額の範囲内で必要な金額を計上して下さい。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに華美であったり不必要な経費を計上することは評価

に影響すると考えて下さい。

なお、次年度以降の本事業全体の予算額については、最終的には、予算編成及び国会での議決を経て、決定されることとなりますので、事業計画期間中の計画額が必ず保証されるものではないこと、また、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業を実施していくことに留意し、妥当な経費を計上した上で、補助期間終了後の適切な資金計画を作成して下さい。

問 8 - 2 補助金基準額に対して、基準まで計上している事業とそこに満たない少額の事業では有利・不利があるのか。

答 ありません。

大学や事業の規模において、事業実施に必要な経費を計上して下さい。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに華美であったり不必要な経費を計上することは、評価に影響すると考えて下さい。

なお、本補助金は厳しい財政状況の中、基盤的な財政支援に加えて国が政策誘導的に支援するものですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の積算を含む事業計画を作成して下さい。

9. 対象地域等

問 9 - 1 都道府県、市区町村以外の単位で対象地域を設定することは可能か。

答 可能です。（問 2 - 3、公募要領 2. (1) ※ 2 参照）

問 9 - 2 大学が所在していない地域や地方公共団体と連携する場合、その距離はいくら離れていても構わないのか。

答 問題ありませんが、なぜ申請大学が当該地域を対象とするのか、必要性・重要性をより丁寧に説明いただく必要があります。

問 9 - 3 事業協働機関からの人的・物的・財政的協力は、申請時と比較して増加させる必要があるのか。

答 自走に向けて充実させていただくことが必要です。

問 9 - 4 事業協働機関からの人的・物的・財政的支援は、申請時点で確実なものである必要があるのか。

答 事業協働機関と具体的な話し合いが進んでいる等、支援が見込めるものを記入して下さい。なお、必ずしも事業開始 1 年目からの支援を求めるものではありません。

問 9 - 5 地方公共団体が設置した大学であっても、対象地域への参加同意書は必要か。

答 必要です。

問 9 - 6 参加同意書の様式は指定されたもの以外を使用しても構わないか。

答 同意書の様式は参考として示した例示です。これ以外の様式で提出しても構いません。

問 9 - 7 参加同意書の氏名・公印に関して、知事や市長等でなければならないのか。

答 事業協働機関の部局長等でも構いませんが、より組織的・実質的に連携し、事業を推進していただくために、知事、市長、社長等の氏名・公印が望ましいと考えます。

10. 経費

問 10-1 毎年度の補助金交付額は、公募要領に記載されている補助金基準額が5年間保証されるのか。

答 問 7-1 と同旨。

問 10-2 採択された場合、事業開始前（交付内定前）に実施した事業について遡って経費を充当できるのか。

答 交付内定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。

問 10-3 補助金交付（内定）額は、どのように算定されるのか。

答 補助金の配分は、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業選定委員会」における審査結果等を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、各大学からの交付申請額に基づき、構想の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。なお、令和4年度以降については、毎年度のフォローアップ等の結果も勘案します。

問 10-4 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

答 交付内定の決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出して下さい。

問 10-5 シンポジウム、広告費及び旅費等について、過度に華美とならないよう注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由如何。

答 シンポジウム、広告費については、事業そのものを推進するための経費ではなく、事業を公表・普及することが目的の経費です。限られた予算を有効に活用するため、直接的に事業推進に資する経費により重点を置いて計上していただくためです。

問 10-6 補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。

答 補助金の充当が適当と考える事項とは、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本事業に申請した計画の実施に当たり大学が行う取組に直接必要な経費となります。

問 10-7 事業担当者について、人件費を支出することは可能か。

答 事業担当者は、申請の時点で当該大学の常勤の教職員である必要があるため、人件費を支出することはできません。

問 10-8 すでに在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員として本事業に関与していない教員を採用した場合、その経費を支出することは可能か。

答 本事業の補助対象経費となる人件費は、本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費にのみ使用することができます。このような間接的に必要となった経費は対象となりません。

問 10-9 本補助金から人件費を支出されている教員が、他の競争的資金を受けて教育研究を行うことは可能か。

答 雇用上のエフォートを管理した上で研究等を行うことは可能です。その際は、本事業に従事

した部分のみ、本補助金から支出可能です。なお、他の競争的資金において定められている使用ルールを必ず遵守して下さい。

問 10-10 クロスアポイントメント（混合給与）の一部に本補助金を使用することは可能か。

答 適切にエフォート管理を行った上で、本事業の実施に必要な部分について本補助金から支出可能です。ただし、元々常勤で雇用されている教職員について、大学が現在支出している常勤職員人件費を節約する目的で本補助金を使用することは認められません。

問 10-11 退職金を支給することは可能か。

答 雇用契約及び大学が定める規則等の範囲で、当該年度に発生する退職金の支払いについて、経費として計上可能です。なお、積立金としての退職引当金については補助金を充当できません。

問 10-12 TAとして学生を雇用した場合、給与等を支給することは可能か。

答 可能です。給与や謝金等の単価については大学の規程等に従って算出して下さい。ただし、学生の修学活動の対価として学生に謝金等を支払うことは認められませんので、注意して下さい。昨今、学生の謝金を必要以上に請求し、一時的に学生へ支払った後に学生から教員に一部を還流させるなどの不正使用が発覚したため、その支払にあたっては、学内の規程等に基づき十分な管理体制のもとで行って下さい。

問 10-13 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。

答 本事業は計画の実施に係る大学の経費に使用されるものであり、学生個人に課される費用は対象としていません。したがって、学生への奨学金の支給や、学生個人が負担した交通費の立替払いような支出に関しては、原則、本補助金から支出することはできません。

問 10-14 学生へ旅費を支給することは可能か。

答 旅費は、学生には使用できません。ただし、TAとして雇用した場合はその限りではありません。なお、補助事業者の規程等に基づく場合においては、交通費等の実費に限り、補助対象経費として計上することができます。

問 10-15 学生へ国内移動のための交通費を支給することは可能か。

答 補助事業者がバス等の借上げにより対応することを原則としますが、当該大学等において、通常、学生に交通費を支給している場合もしくは借上げと比較し、効率的かつ経済的である場合は、補助事業者の規程等に従って回数券又は交通費（実費相当）を支給することは可能です。その際、補助事業者は適正かつ明瞭に執行管理して下さい。なお、当該大学に在籍していない学生、高校生、シンポジウム等の一般参加者に対する交通費や学生に対する日当については、補助事業者の規程等に従って支給したとしても、補助対象経費とはなりません。

問 10-16 実践教育を行うため、学生が実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費を支給することは可能か。

答 学生が実習等を行うための交通費や宿泊費については、補助事業者が適正かつ明瞭に執行管理できるように、補助事業者がバスや宿泊施設等の借上げを行うなどの方法により、学内規程等に従って支出して下さい。ただし、学生の宿泊費について、補助事業者が宿泊施設等の借上げを行う際に、食事代を含めることはできません。

問 10-17 外国旅費について、その必要性に十分注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由は。

答 本事業の趣旨に鑑み、外国旅費が全体の中で過度な比重を占めることは適当ではないと考えたからです。

問 10-18 教育プログラムの受講生のリクルートを目的に、他大学の学生（あるいは外国の学生、高校生、社会人等）に対して、招へい旅費や滞在費を支出することは可能か。

答 国内、国外問わず、リクルートを目的とした学生への旅費支出はプログラムの実施に必要な経費と認められませんので、できません。

問 10-19 幹事校大学とそうでない大学で単価が異なるのは何故か。また、単価の差額分の使途は。

答 事業責任大学（幹事校）は通常の事業実施に加えて、幹事校としての追加の役割を担うこととなります。また、単価の差額分の使途は、追加の事務スタッフ等の雇用に係る人件費や全国シンポジウムにかかる実施経費、事業ポータルサイトの運営費、事業パンフレットの作成等を想定しています。

11. 審査方法・基準等

問 11-1 「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業選定委員会」の委員の氏名は公表されるのか。

答 選定結果公表後に、委員の氏名を公表いたします。

問 11-2 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。

答 書面審査は全ての申請に対して行い、書面審査の結果を基に面接審査の対象校を決定します。面接審査対象校は書面審査の結果等により「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業選定委員会」の合議により決定します。

問 11-3 面接審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。

答 面接審査の詳細な実施方法については、対象校に追ってご連絡いたします。

問 11-4 特定の分野を取り扱う、複数の分野を取り扱うと採択されやすくなる等の審査上の優遇はあるのか。

答 取り扱う分野及び分野の数で審査上に優劣は生じません。

問 11-5 幹事校で応募した場合、一般の実施大学として採択されることはないのか。

答 審査の結果、他の一般の実施大学より上位となった場合は、幹事校で応募した場合であっても一般の実施大学として採択される場合があります。

12. 申請方法等

問 12-1 幹事校としての選定を希望する場合の申請方法について。

答 通常の申請書類に加えて、計画調書 1-2 及び 2-2 の提出が必要となります。

13. その他

問 13-1 中間評価、事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。

答 今後、追ってご連絡する予定です。

問 13-2 毎年度のフォローアップはどのように行われるのか。

答 今後、追ってご連絡する予定です。

問 13-3 特に地域内での広報・普及活動の一環として、地方公共団体等と連携し、シンポジウム等を開催することは可能か。

答 可能です。なお、シンポジウム等は事業目的と照らして過度に華美にならないよう注意して下さい。

問 13-4 事業2年目（令和3年度）以降に追加公募を行う予定はあるか。

答 令和2年5月時点において、事業2年目以降の追加公募を行う予定はありません。